

港則法関係書類作成の手引き (阪神港大阪区、堺泉北区)

令和5年10月

監修 大阪海上保安監部航行安全課

目 次

第 1	一般的注意事項等	
1	窓口受付時間	1
2	審査基準及び標準処理期間	1
3	書類作成の留意事項	1
4	NACCSによる申請時の留意事項	2
5	許可書等の取扱い	3
第 2	港則法	
1	概説	4
2	適用港、特定港	4
3	特定港における規制等	5
第 3	阪神港大阪区及び堺泉北区の状況	
1	概要	6
2	港区	6
3	岸壁区分	11
4	航路	12
5	管制水路	13
第 4	入出港及び停泊等	
1	入出港届	17
2	入出港届省略許可	18
3	停泊場所指定願	19
4	係留施設使用届	21
5	係留施設使用届省略許可	22
6	移動許可	23
7	修繕届、係船届	24
第 5	危険物	
1	危険物積載船舶に対する港長の指揮	25
2	危険物の種類	26
3	危険物積載船舶の停泊場所指定	27
4	危険物荷役許可	29
5	危険物運搬許可	33
6	危険物荷役、運搬包括許可	34
7	危険物専用岸壁承認願	35
第 6	工事・作業及び行事	
1	工事作業許可	40

2	磁気探査、警戒船配備等	48
3	工事作業区域の明示	48
4	水底土砂等の溶出検査結果（分析表）	48
5	海洋施設設置届	49
6	水路の保全	49
7	行事許可	50

第 7 港則法に基づく制限等

1	進水届、入出渠届	52
2	竹木材水上荷卸、筏係留、筏運行許可	53
3	えい航の制限	54
4	私設信号使用許可	55
5	航行管制	56
6	船舶交通の制限	57

第 8 その他

1	入出港届記載事項証明申請書	60
2	阪神港大阪区及び堺泉北区の進路信号	60

(用語例)

- 法・・・・・・・・・・・・・・・・・・港則法（昭和 23 年法律第 174 号）
- 政令・・・・・・・・・・・・・・・・・・港則法施行令（昭和 40 年政令第 219 号）
- 規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・港則法施行規則（昭和 23 年運輸省令第 29 号）
- タンカー（タンク船含む）・・・・・・・・・・貨物倉の大部分がばら積みの液体輸送のための構造を有する船舶
- 引火性危険物・・・・・・・・・・引火性液体類及び引火性高圧ガス
- 引火性危険物積載タンカー・・・・・・・・引火性危険物を貨物として積載しているタンカー又はこれらの貨物を荷卸し後、ガス検定を行い、火災若しくは爆発のおそれが無いことを船長が確認していないタンカー
- 危険物港区・・・・・・・・・・・・・・・・規則別表第 1 に掲げる危険物積載船舶が停泊すべき港の港区